

小規模特別養護老人ホームむつみ園 運 営 規 程

(指定介護予防短期入所生活介護事業)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ福祉会が設置経営する指定介護予防短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 要支援状態の利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図る。

(運営の指針)

第3条 本事業所において、提供する介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに厚生労働省告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知の状況等心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 3 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 4 介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 当該利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。例外的に行う場合においては、理由等の記録を整備するとともに、委員会において廃止の検討・改善を行うこととする。
- 6 自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 7 感染症及び食中毒の予防及びまん延の予防のため、対策を検討する委員会を一月に一回程度定期的で開催し、その結果については、全職員に周知徹底をはかることとする。また、予防等のための指針を整備し、研修会を定期的実施することとする。
- 8 事故発生防止のための指針を整備し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底し、研修会を定期的で開催することとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
小規模特別養護老人ホームむつみ園（以下、「事業所」という。）

(事業所の名称)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
三重県松阪市嬉野算所町488番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 当施設には、以下の職員に従事する。

- (1) 施設長(管理者) 1名 (常勤兼務)
職員及び業務全般の管理を行う。
- (2) 医師 1名(嘱託医)
ご利用の方の健康管理をいたします。
- (3) 看護職員 5名(常勤兼務2名、非常勤兼務3名)
ご利用の方の健康管理をいたします。
- (4) 介護支援専門員 1名(常勤専従)
- (5) 生活相談員 1名(常勤兼務)
ご利用の方からのご相談に応じます。
- (6) 介護職員 19名 (常勤専従10名、非常勤兼務1名、非常勤専従8名)

入浴・食事・排泄等身の回りの介護をいたします。

- (7) 機能訓練指導員 5名 (常勤兼務2名、非常勤兼務3名)
ご入所の方のご要望や必要に応じて、機能訓練を行います。
- (8) 管理栄養士 1名 (常勤兼務)
ご入所の方によりよい食事が提供できるよう、献立作成や栄養管理を行います。
- (9) 宿直職員 3名 (非常勤専従)
防犯、防火及び施設の点検等を行います。
- (10) 事務職員 1名 (常勤専従1名)
施設長を補佐するとともに、経理事務・介護保険関係事務を行うほか、ご入所の方の事務代行を行います。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所生活介護の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設サービスの定員数29名(ユニット型個室29名)より実入所者数を差し引いた数とする。

- 2 当施設のユニット数は3とし、ユニットごとの入所定員は10名を2ユニット、9名を1ユニットとします。
- 3 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させないものとします。

(介護予防短期入所生活介護の利用料)

第8条 当施設の利用料等については、別表のとおりです。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 松阪市、津市

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第10条 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄の介護 利用中、入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、前面支援等を行います。
- (2) 食事の提供 入所者には1日3回食事を提供します。食事は、栄養士の指導のもと、調理職員が調理したものを提供します。
- (3) 健康管理 管理者、嘱託医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し、利用中の健康状態を記録しておかなければなりません。
- (4) 機能訓練 利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため、機能訓練を行うこととします。
- (5) 相談・援助 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行います。
- (6) レクリエーション、適宜レクリエーション、趣味の活動等を行います。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第11条 1週間以上にわたり継続して入所することが予定される利用所については、利用所の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護の提供の開始前から終了時に至るまでの利用者がサービスの継続性に配慮して、個別に介護計画を作成するとともに、利用者又はその家族に対し、その内容について説明する。

(緊急時の対応方法)

第12条 利用者の容態に変化等があった場合には、医療機関への受診等の必要な措置を講じるとともに、ご家族、担当の居宅介護支援専門員に速やかにご連絡します。

(事故発生時の対応)

第13条

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第14条 災害時の対応は、小規模特別養護老人ホームむつみ園防災計画に基づき対応します。

- 2 防災設備として、消火栓・消火器・防火扉・非常用自動通報装置等を

備えています。

- 3 防災訓練を年2回程度行います。なお、防火責任者として下記の者を任命しています。
(防火責任者) 広瀬 好文

(サービス内容に関する相談・苦情)

第15条 当施設の提供するサービスに関する相談・苦情は、以下のところで受け付けます。直接または電話、FAX、お手紙でも受け付けます。

- (1) 小規模特別養護老人ホームむつみ園 施設長 広瀬 好文
電話 0598-48-0600 FAX 0598-48-0608
- (2) その他、以下の窓口でも苦情等を受け付けています。
保険者である松阪市役所 介護保険課 (TEL 0598-53-4190)
三重県国民健康保険団体連合会 苦情処理係 (TEL 059-222-4165)

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 介護予防短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する由を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人むつみ福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則 この規程は、平成21年7月1日から施行します。

附 則 この規程は、平成21年8月16日から施行します。

附 則 この規程は、平成21年9月16日から施行します。

附 則 この規程は、平成22年3月1日から施行します。

附 則 この規程は、平成22年8月16日から施行します。

附	則	この規程は、平成22年9月16日から施行します。
附	則	この規程は、平成22年10月16日から施行します。
附	則	この規程は、平成22年12月16日から施行します。
附	則	この規程は、平成23年4月16日から施行します。
附	則	この規程は、平成24年9月16日から施行します。
附	則	この規程は、平成24年11月4日から施行します。
附	則	この規程は、平成24年12月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成25年2月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成25年10月16日から施行します。
附	則	この規程は、平成25年11月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成25年11月30日から施行します。
附	則	この規程は、平成26年1月21日から施行します。
附	則	この規程は、平成26年4月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成27年8月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成27年10月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成28年4月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成28年4月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成28年11月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成28年12月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成29年2月16日から施行します。
附	則	この規程は、平成29年4月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成29年5月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成29年10月1日から施行します。
附	則	この規程は、平成30年12月1日から施行します。
附	則	この規程は、令和1年10月1日から施行します。
附	則	この規程は、令和2年4月1日から施行します。
附	則	この規程は、令和4年4月1日から施行します。